

# 魚沼基幹病院における医療に係る安全管理指針

## 安全管理に関する基本方針

### 1. 安全管理に関する基本的な考え方

医療事故のない安全な医療を提供していくためには、職員ひとりひとりが危機意識を持ち、最大限の注意を払いながら日々の医療に従事しなければならない。しかし、「人間であれば誰でもエラーをおかす」という前提に基づき、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して良質の医療を受けられるような環境を築くために、エラーを誘発しない環境や起こったエラーが事故に発展しないシステムを病院全体として整備するとともに、安全で質の高い医療を確保するため、職員と患者とが協力し、よりよい医療の実現を目指すものとする。

### 2. 安全管理のための委員会その他の組織に関する基本的事項

本院における安全管理の体制の確保及び推進のため、「医療安全管理委員会」を設置する。また、医療安全管理委員会の任務を推進し、組織横断的に安全管理を担う「医療安全対策部会（医療安全管理部門）」を設置し、病院全体で組織的に連携協力して取り組んでいくものとする。

### 3. 安全管理のための職員研修に関する基本方針

安全管理の基本的な考え方及び事故防止の具体的な手法等をすべて職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、病院全体の医療安全を向上させることを目的に、すべての職員を対象とした研修を年2回程度実施するほか、必要に応じて随時実施する。

### 4. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

医療事故を防止するため、インシデントやアクシデントの事例を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその結果をすべて職員に情報提供することにより、事故発生の再発防止を図るものとする。

### 5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は、迅速に患者の救命や回復に全力を尽くし、患者や家族に十分な情報提供を行うこととする。さらに、病院長の指揮のもと、病院全体の組織として判断・対応することとし、事故調査委員会を中心に、事実関係の調査等を行い、その調査報告を踏まえて、患者やその家族等への説明等に誠意を持って対応するとともに、社会への説明責任を果たしていくものとする。

### 6. 職員と患者との間の情報の共有に関する基本方針

患者が安心して医療を受けられるよう、職員と患者との情報の共有に努めるとともに、患者等から本指針の閲覧及び診療情報の開示の求めがあった場合は、これに応ずるものとする。

### 7. 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者からの医療の安全管理に係る相談及び苦情に迅速かつ適切に対応するため、患者の相談窓口として「患者サポートセンター」を設置し、安全対策等の改善に活用していくものとする。

### 8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

医療安全の推進のため、随時「医療安全管理マニュアル」の見直しを行い、すべての職員に周知徹底を図るものとする。

平成27年6月1日